

東近江市告示第81号

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成27年国土交通省告示第255号）第1第4項の規定により建築物が立地する土地の区域及び常備消防機関の現地到着時間を次のように定める。

令和5年4月1日

東近江市長 小 椋 正 清

- 1 区域 都市計画区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域をいう。）
- 2 常備消防機関の現地到着時間 30分